

件名	愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
主管課	市町振興課
根拠法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>個人番号を利用する県の執行機関及び事務並びに住基ネットを通じて本人確認情報を利用することができる県の事務を追加するため、これらの条例の一部を改正するものである。</p> <p>1 愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部改正</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づき、次の事務を追加</p> <p>○追加する個人番号利用事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 肝炎患者等の医療費助成に関する事務</li> <li>・ 肝炎ウイルス陽性者等の検査費助成に関する事務</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(参考：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項)</p> <p>地方公共団体の長その他の執行機関は、・・・社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して・・・個人番号を利用することができる。</p> </div> <p>2 住民基本台帳法施行条例の一部改正</p> <p>愛媛県個人番号の利用に関する条例に追加する事務を追加</p>	
施行日	公布日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	